

第 12 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和3年12月24日 午後3時00分から3時50分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	遅参	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	欠席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	早 坂 梨 央

- 4 議事録署名委員
 - 18番 白川 勝 委員
 - 19番 田守 文夫 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和3年第12回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、18番 白川委員、19番 田守文夫委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第5項朗読、説明)

議長 ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号を終了いたします。
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項及び第2項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号を終了いたします。
次に、報告第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第3号朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第3号を終了いたします。
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」

の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第1号第1項から第3項朗読、説明）

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項及び第2項につきましては、後ほど議案第2号において農地法第3条による所有権移転許可申請がございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第1号第1項から第3項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第3項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
松川委員から、調査報告をお願いいたします。

3 番 19日に譲受人のところに行ってお話を伺ってまいりました。譲受人は平成16年からこの土地を借りて作付けを行なっております。譲渡人と譲受人のお父さまが同級生ということで譲渡人の離農に伴い、その時から耕作していたようです。

今回は、3条で土地の売買ということで、売買金額も平均的、地域要件等も問題はないと判断してまいりました。以上です。

議長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
鈴木委員から、調査報告をお願いいたします。

17番 この案件ですけれども、3条による売買となっております。売買金額につきまして、
地域の平均的な価格であると思っておりますので許可相当であると思われま
す。以上です。

議 長 鈴木委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第2号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
松川委員から、調査報告をお願いいたします。

3番 12月9日に譲渡人とお話をしてまいりました。譲渡人は20年くらい前まで武儀
地区で営農しておりましたが、離農にあたりまして、あっせんで地区の方に賃貸をし
ておりましたが契約終期を迎え、譲受人の希望により今回は3条で売買ということ
であります。売買価格ですが、若干、高いように思いますけれども、両者納得のうえと
いうことでの価格でございますので、問題はないと判断しております。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項及び第2項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項及び第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、双方とも該当しないと判断できると思われます。以上です。

議長 議案第3号第1項及び第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。飯尾委員から、調査報告をお願いいたします。

11番 こちらの案件は、貸主、借主ともに町外の方でございます。貸主が高齢により近い将来、離農するというところで、第1項、第2項の借主に賃貸借するというところでございます。借主のお二人は同じ地区内で営農されており、隣合せて住まわれているようでございます。土地の条件ですけれども、ほぼ平らで、若干石が出るようであります。賃貸料につきましては、妥当な金額であると判断いたしました。以上です。

議長 飯尾委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第1項及び第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項及び第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 今月の16日に貸主のところに行って現地の確認等をしてまいりました。この案件ですけれども、貸主であるお父様が年金受給のため、借主である息子さんに経営移譲するというので、親子間で3条の使用貸借をしようとするものがございます。後に、あつせんで貸貸借している農地につきましては、息子さんの名義に権利移転する予定であります。親子間の使用貸借でございますので、何ら問題はないと思われまます。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議 長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
高野委員から、調査報告をお願いいたします。

15番 12月10日に貸主にお話を伺っております。この前まで山林であった傾斜地を買って、木の根を片付けてえん麦をまいて、現在は湿地でトラクターが入るのが難しいというような状況の土地であると伺いました。新たに農地として借主である自身の法人で使うのに、土地改良事業で暗きよを入れるということもありまして、法人と契約を結んでということになっております。以上です。

議 長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の5ページから7ページのとおりであります。利用状況は、雑種地となっております。以上です。

議長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。大西委員から調査報告をお願いいたします。

10番 今月の7日に農地パトロールを兼ねて現地を見てまいりました。「調査書」7ページの図面を見ていただくとわかっていただけたと思いますが、願出地の左上は川になってございます。そこに橋が架かり、その橋を渡って行くような場所でありまして、現地は駐車場の一部となっております。周りに畑があるわけではありませんし、非農地であると判断してまいりました。以上です。

議長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第5号第1項から第5項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

つきましては、第6項からご説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。

(議案第5号第6項から第8項朗読、説明)

議案第5号第1項から第8項につきましては、別添「調査書」8ページから10ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項から第8項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第8項について、決定いたします。
次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第3項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

- 10番 第1項、旭地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、旭地区のBさん(42歳)、東旭地区のCさん(36歳)、相生地区のDさん(37歳)、相生地区のEさん(40歳)を選定いたしました。
第2項、東京都新宿区のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、長流枝地区のGさん(39歳)を選定いたしました。
第3項、柳町仲地区のHさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東士狩地区の法人Iを選定いたしました。以上です。

議 長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項から第3項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第3項について、報告のとおり決定いたします。
続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議 長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。
以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和3年第12回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後3時50分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和3年12月24日

議長 石川清光